

序論

1 合併の必要性

常北町と桂村は、それぞれ昭和 30 年に昭和の大合併により誕生し、約 50 年が経過しています。また、七会村においては、明治 22 年の合併以来昭和の大合併を乗り越え今日まで 100 年以上経過しています。

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和 30 年代初期は、徒歩又は自転車による移動が中心の時代でしたが現在は車社会となり、また、情報網の発達等により、住民の生活圈や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越え拡大しています。

21 世紀を迎えた今、本格的な少子・高齢化社会の到来、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併は有効な手段であるとされています。

常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村において、合併が必要とされる理由として、次のような社会的背景があげられます。

(1) 少子・高齢化の進展

わが国では、昭和 60 年頃から少子・高齢化が急速に進行し、年少人口(0~14 歳人口)比率が 15%を割るとともに、老年人口(65 歳以上)比率が 20%に達しつつあります。

1 町 2 村においても、年少人口比率が 16%と減少傾向にあり、老年人口比率が 22%を超えるなど、少子・高齢化が急速に進んでおり、この傾向はますます加速することが予想されます。

こうした状況の中で、生産年齢人口の減少による税収の減少や、経済成長の低下が懸念される一方で、高齢化や総人口の減少は、医療福祉などの社会保障にかかる国・地方の財政的な負担を更に大きくするとともに、地域社会の崩壊など様々な課題をもたらすと考えられます。今後も 1 町 2 村が発展し、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、これまで以上に地域が一体となって、地域の活性化対策に取り組むとともに、福祉、幼児教育、子育て支援などの質の高い行政サービスを安定して提供していく必要があります。

(2) 地方分権の進展

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)の施行により、権限の移譲や機関委任事務の廃止など地方分権の推進に伴い、国と地方自治体が対等の関係となるなど、様々な制度が改善されつつあります。市町村は自らの責任と判断のもとで行政の施策をすすめることが求められています。

市町村は、国や県が定めた事業を行うのではなく、自ら企画し実行していくことができる体制を築く必要があります。地方分権の受け皿として増加する業務を適切に行うため、企画部門の充実や専門的人材の育成などにより行財政基盤の拡大・強化を図る必要があります。

(3) 多様な住民ニーズへの対応

都市化の進展による基盤整備や、生活様式の変化による子育て支援や、情報通信技術の発展による情報網の整備など、住民ニーズは一層多様化しています。また、住民の生活圈や企業の経済圏の広域化が進むとともに、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えています。こうした住民ニーズの多様化や広域的な行政課題の増大に対応するためには、きめ細かな行政サービスの展開を図るとともに、広域的な視点から効果的な行政運営を図ることが重要となっています。

(4) 行財政基盤の強化

国と地方を合わせた長期債務残高が平成 14 年度末には約 693 兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。このような状況のなか地方財政の構造改革と税源移譲の、いわゆる三位一体の改革が進められています。そのため、現行の地方財政制度が今後も維持されることは極めて困難であると考えられ、自主財源が乏しく、国や県からの依存財源に頼るところが大きい 1 町 2 村の財政運営は、ますます厳しい状況になることが予想されます。

今後の厳しい財政事情に対応していくためにも、財政基盤の強化とともに、合併に伴う様々な国・県からの財政支援措置による歳入確保やスケールメリットを十分に活かした歳出抑制などに努め、効率的・効果的な財政運営を行う必要があります。

(5) 1 町 2 村の合併への取り組み

常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村では、全国的な合併の機運の高まりのなかで、平成 12 年 12 月に示された茨城県市町村合併推進要綱に基づき、御前山村も含めた合併に関する調査・研究を進めてきました。

その後、平成 15 年 3 月 28 日に、常北町・桂村・七会村の 1 町 2 村で任意協議会である「常北町・桂村・七会村合併推進協議会」を設置し、計 3 回の会議を開催したのち、平成 17 年 3 月までの合併にむけ、平成 15 年 6 月 24 日に法定協議会である「常北町・桂村・七会村合併協議会」を設置し、建設計画の策定や事務事業の一元化など、合併にむけた準備事務を進めています。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、常北町、桂村、七会村の新町を建設していくための基本となる建設計画として策定するものであり、その計画の実現を図ることにより、1町2村の速やかな一体化を推進し、新町の均衡ある発展と住民の福祉の向上等を図ろうとするものであります。

また、新町の総合計画が策定される際、この建設計画の内容が反映されることになります。

(2) 計画の構成

計画は、下記の事項により構成します。

新町を建設していくための基本方針

新町建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

財政計画

(3) 計画の対象地域

計画の趣旨から、常北町、桂村、七会村の全地域を本計画の地域として定めるものとします。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年度とします。

(5) 住民意向の反映

計画の策定に当たっては、住民アンケート調査や住民説明会を実施し、住民意向をできるだけ反映できるように努めます。